

多賀町立多賀ささゆり保育園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	多賀町
事業者の所在地	多賀町多賀324
事業者の連絡先	0749-48-8111
代表者氏名	多賀町長 久保 久良

(2) 施設の概要

種別		保育所						
名称		多賀町立多賀ささゆり保育園						
所在地		滋賀県犬上郡多賀町多賀１５０８番地						
連絡先		電話 ０ ７ ４ ９ － ４ ８ － ０ ２ ０ ４ F A X ０ ７ ４ ９ － ４ ８ － ０ ２ ０ ４						
施設長氏名		濱田 愛						
開設年月日		昭和２９年（１９５４年）４月１日						
利用定員	２号・３号	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
		６人	３０人		３２人	７２人		１４０人
当園の基本理念・方針		◎保育目標 ・基本的な生活習慣を身に付け、友だちと思い切り遊ぶ中で、豊かな感性を養い、共に生きる力を育てる。						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	8937.05 m ²
	園庭	2,760 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階建て
	延べ	1686.40 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	3	184.20㎡
調乳室	1	8.25㎡
沐浴室	1	14.85㎡
医務室	1	7.50㎡
保育室	11	559.74㎡
遊戯室	1	252.00㎡
調理室	1	63.00㎡
便所	12	164.00㎡
廊下その他	1	739.00㎡

(5) 職員体制（令和8年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	0人	
園長補佐	2人	2人	0人	
保育士	28人	28人	0人	
保育補助	1人	1人	0人	
看護師	1人	1人	0人	
事務員	1人	1人	0人	兼保育補助

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育標準時間	平日	基本：8時00分～16時00分 早朝：7時30分～8時00分 延長：16時00分～19時00分
	土曜日	基本：8時00分～12時00分 早朝：7時30分～8時00分 延長：12時00分～13時00分

保育短時間	平日	基本：８時００分～１６時００分
	土曜日	基本：８時００分～１２時００分 早朝：７時３０分～８時００分 延長：１２時００分～１３時００分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（１２月２９日～１月３日）	
	※盆期間・年度末・年度初は希望保育	

（７）利用料等

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
延長保育	２号・３号認定子どもの延長保育に係る費用	おやつ代として ／回	１００円
給食費	２・３号認定 給食費	１月当たり	４，５００円
実費徴収（参考）	絵本代金	１月当たり	約５００円
	各種教材代	年間	約１，０００円
	制服代		３，９６０円
	ショートパンツ		３，１３５円
	遊び着		１，４８５円
	カラー帽子		１，０００円
	日本スポーツ振興センター保険代		２５０円
その他	保護者会費	（１年当たり）	３，６００円

（８）支払方法

月額保育料、給食費（副食費）	支払方法：口座振替、納付書払い	支払期日：毎月２５日
その他経費	現金等により都度支払	

(9) 提供する特定教育・保育の内容

“基本的な生活習慣を身につけ、友だちと思い切り遊ぶ中で、豊かな感性を養い、共に生きる力を育てる。”ことを保育目標にしています。

☆遊びや活動を通して「幼児期のおわりまでにそだってほしい10の姿」が育まれていくことを大切にしています。

- ・身近な自然に直接触れる体験
- ・感性を働かせながら感じたことや考えたことを自分自身や友だちと一緒に表現することを楽しむ。
- ・互いの思いや考えを共有し、一緒に考え協力して活動する。
- ・主体的に体を動かしバランスの良い体、体力を身につける。

☆ 年齢に合ったリズム遊び・集団遊び・わらべ歌遊び・サーキット遊びをしたり、広い園庭でのびのびと体を動かしたりして遊ぶことで体力づくりに努めています。

☆ 0歳児から5歳児までの乳幼児が共に育ち合う保育園です。

☆ 保護者の就労等に応じて早朝、延長保育、希望保育を実施しています。

☆ 菜園活動で食育の充実を図っています。

☆ 敷地内の大きな桜の並木道で四季の自然を感じながら保育を進めています。

(10) 年間行事予定

行事内容
入園式
遠足(春・秋)
親子ふれあいデー(0～3歳児)
フリー参観日(4～5歳児)
祖父母ふれあい会(3～5歳児)
運動会
生活発表会(乳児:親子ふれあい)
仲よしパーティー
子どもの日
七夕
クリスマス
ひなまつり
さよならパーティー
誕生会(毎月)

英語であそぼう(5歳児)
サッカー教室(5歳児)
卒園式・修了式

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども(保育認定)】

利用者の決定	町が行う利用調整による
退園理由	・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。) ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると町が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者または他の園児に対して、契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合、当園からの利用を解除する場合があります。

(11) 嘱託医

医療機関の名称	たけは医院
医院長名	竹葉 智至
所在地	犬上郡豊郷町下枝23番地2
電話番号	0749-35-8015

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	藤本歯科医院
医院長名	藤本 直也
所在地	犬上郡多賀町多賀1328番地
電話番号	0749-48-1871

(1 3) 緊急時における対応方法

子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	彦根市消防本部 犬上分署
所在地	犬上郡甲良町横関 6 8 9 番地 1
電話番号	0 7 4 9 - 3 8 - 3 1 3 0

【管轄する警察署】

警察署名	彦根警察署
所在地	彦根市古沢町 6 6 0 番地 3
電話番号	0 7 4 9 - 2 7 - 0 1 1 0

(1 4) 非常災害対策

防火管理者	園長補佐
消防計画届出年月日	令和 8 年 5 月 2 2 日
避難訓練	火災や地震等を想定した訓練を月 1 回実施
防災設備	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知機、誘導灯・誘導標識等
避難場所	第 1 次避難所 多賀ささゆり保育園園庭 第 2 次避難所 多賀町立多賀小学校
緊急時の連絡手段	電話、メール等での情報提供

(1 5) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	園長、園長補佐
相談・苦情解決責任者	園長、教育総務課長
第三者委員	民生委員児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(1 6) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	全国町村会
保険の内容	総合賠償補償保険

(1 7) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。